

加工原料用果実の安定供給体制の構築に向けた取組 に対し支援します。

～ 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業 ～ (加工原料用果実の選別、出荷の取組)

品質等による選別を行い、一定品質・大きさ等の加工原料用果実の安定供給の取組を行う事業実施者に対し、加工原料用果実の選別、出荷体制の構築に要する経費を支援します。

補助率 定額

ただし、支援額は、長期契約に基づき新たに設定した一定品質・大きさ等の区分の出荷数量(下級品を除く)×選別・出荷に係る掛ました単価とし、その単価は30円/kgを上限とします。
また、取引数量の上限は、果汁原料用を除き1,000tまでとします。

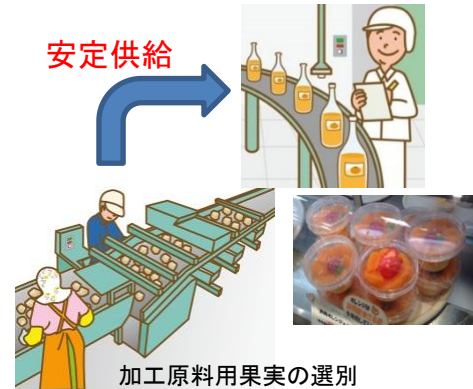
〈事業実施者〉

生産者、生産出荷団体、果実加工業者等で構成する協議会

〈主な要件〉

- ① 生産者又は生産出荷団体と果実加工事業者との間で加工原料用果実の供給等に係る長期契約を原則として30t以上締結していること。
- ② 新たな等級別取引価格を設定していること。
- ③ 加工原料用果実の区分において、取引価格(工場渡し価格)の引き上げに係る目標価格を定めること。

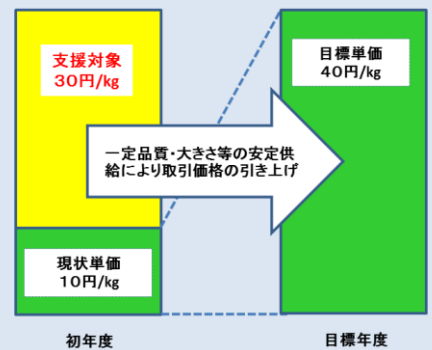
ジュース、カットフルーツ等の安定製造・販売



安定供給

加工原料用果実の選別

掛ましに係る支援のイメージ
(現状単価: 10円/kg、目標単価: 40円/kgとした例)



一定規格の安定供給を行ったら所得アップに繋がった。

計画的な製造と有利販売に繋がった。

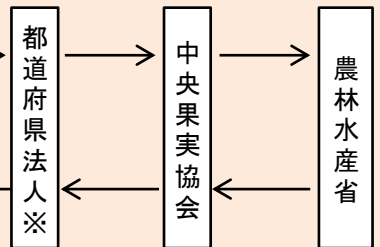


手続きの流れ

[計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ]

事業実施者

果実加工事業者
生産出荷団体
生産者
生産出荷団体
又は協議会



※県域を越える場合は中央果実協会へ申請

詳細については、下記にお問い合わせ下さい。

農林水産省 生産局 園芸作物課 園芸流通加工第2班 (03-3501-4096)

(公財) 中央果実協会 (03-3586-1381)